

発達障害者の支援について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和6年度当初予算

地域生活支援事業費補助金

505億円の内数（504億円の内数）

- 発達障害者支援センター運営事業（都道府県必須事業）
- 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（都道府県必須事業）
- 家庭・教育・福祉連携推進事業（市町村任意事業）

地域生活支援促進事業

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ○発達障害者支援体制整備事業【拡充】（都道府県） | 4.3億円（3.9億円） |
| ○発達障害児者地域生活支援モデル事業（都道府県・市町村） | 20百万円（20百万円） |
| ○かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（都道府県） | 19百万円（19百万円） |
| ○発達障害児者及び家族等支援事業（都道府県・市町村） | 1.6億円（1.6億円） |
| ○発達障害診断待機解消事業（都道府県） | 93百万円（93百万円） |
| ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業 | |
| ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 | |

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援（早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等）を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等
- ・発達障害者支援体制整備事業〔都道府県・指定都市〕（発達障害者地域支援マネジャーの配置 等）

早期の発見・早期の診断

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕

地域での継続的な医療の対応

- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

発達障害児への発達支援

- ・児童福祉法に基づく給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・巡回支援専門員整備（地域障害児支援体制強化事業として実施）

家族等への支援

- ・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施等）

関係機関の連携

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕
（地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。）

人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施



発達障害者支援センター運営事業

(法 § 14 関係)

厚生労働省

補助

都道府県・指定都市

障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施（必須）

2023年の発達障害者支援センター運営事業計画書提出数

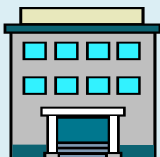
直接実施：26カ所

委託（社会福祉法人等）：76カ所

※医療法人，地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター

（全都道府県、指定都市（98）に設置）



（体制） 職員配置

- ・管理責任者
- ・相談支援担当職員
- ・発達支援担当職員
- ・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する「発達障害者地域支援マジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移（実支援件数）



- ①相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- ②発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- ③就労支援（就労に向けての相談等）

発達障害児者・家族

支援

- 連携
- ④調整のための会議やコンサルテーション
 - ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害児等療育支援事業実施機関、児童発達支援センター、障害児入所施設、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- ⑥研修（関係機関、民間団体等への研修）

- ⑦普及啓発・研修

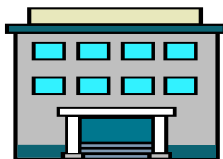
地域住民、企業

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（平成26年～）

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築
（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な
医療の提供

- （求められる医療機関の取組）
- ①専門的な診断評価
 - ②行動障害等の入院治療



発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、全ての都道府県・指定都市に「発達障害者地域支援マネジャー」の2名以上の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

令和6年度からは強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センターに配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）

→体制の強化による困難事例等への対応促進

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センター活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
・ペアレントトレーニング
・ペアレントプログラム（当事者による助言）
・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進

- ・人材確保／人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備

■ 発達障害者支援法 第5条

1 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。



■ ■ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

・都道府県事業（任意） 「発達障害者支援体制整備」

① 発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。

② 発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

※ 地域障害児支援体制強化事業 「巡回支援専門員整備」とも連携（こども家庭庁所管）

発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る

アセスメントツールの例

M-CHAT（1歳6か月健診で使用可能）	PARS-TR（3歳児健診以降で使用可能）	CLASP
Modified - Checklist for Autism in Toddlers （乳幼児期自閉症チェックリスト修正版） 対象：16～30か月の幼児 方法：養育者が質問紙に記入する 目的：社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する	Parent-interview ASD Rating Scales - Text Revision （親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版） 対象：3歳以上の児者 方法：専門家が養育者へのインタビューを行う 目的：幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する	Check List of obscure disabilities in Preschoolers （顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出するチェックリスト） 対象：5～6歳（年長児） 方法：幼稚園・保育所の先生等が質問紙に記入 目的：就学前に顕在化しにくい発達障害（吃音症・チック症・LD・発達性協調運動障害）の可能性について把握する

発達障害児者及び家族等支援事業（平成30年～）

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 1 / 2

ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等



家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等



その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等

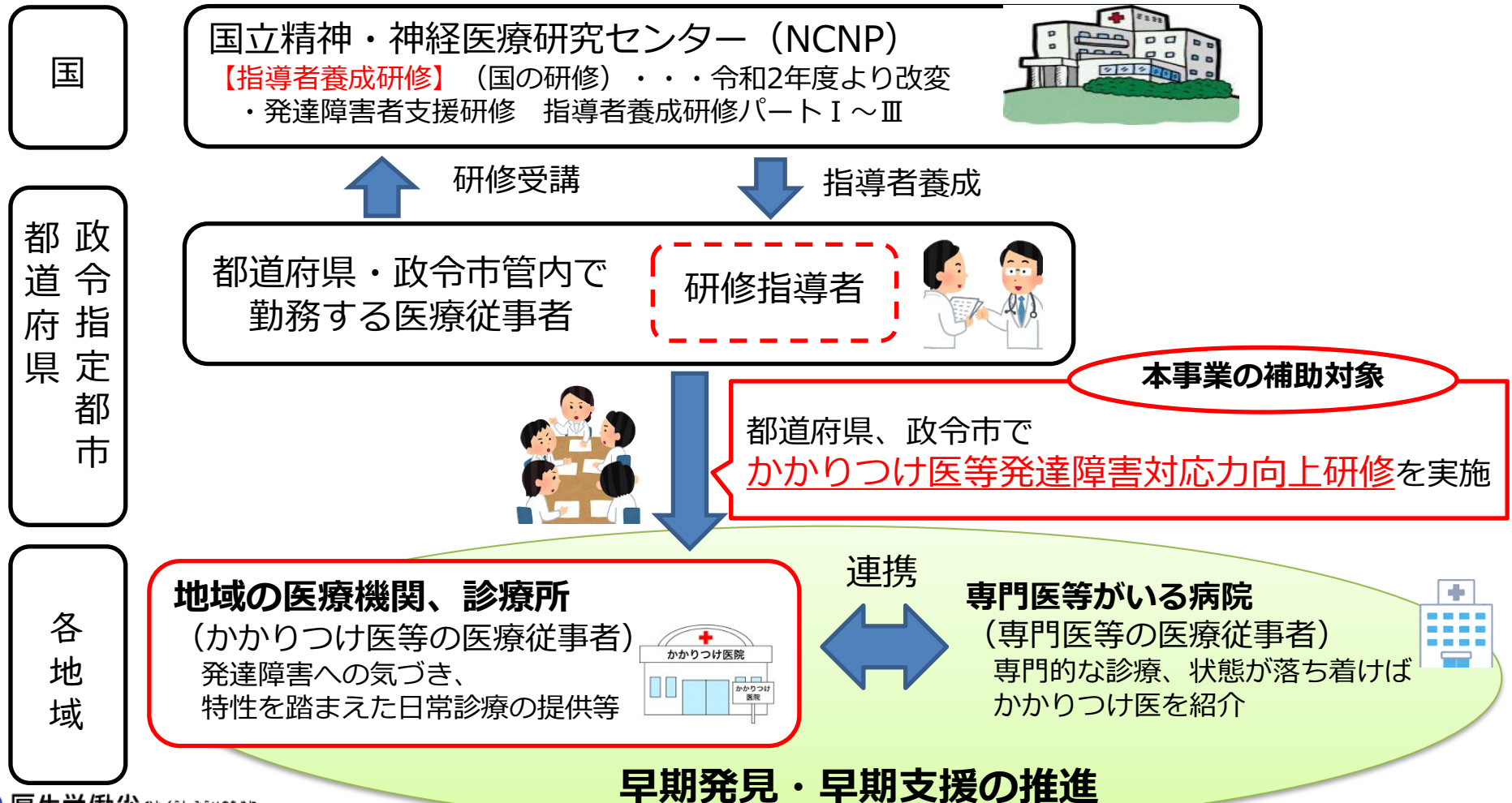


かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

【事業概要】

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

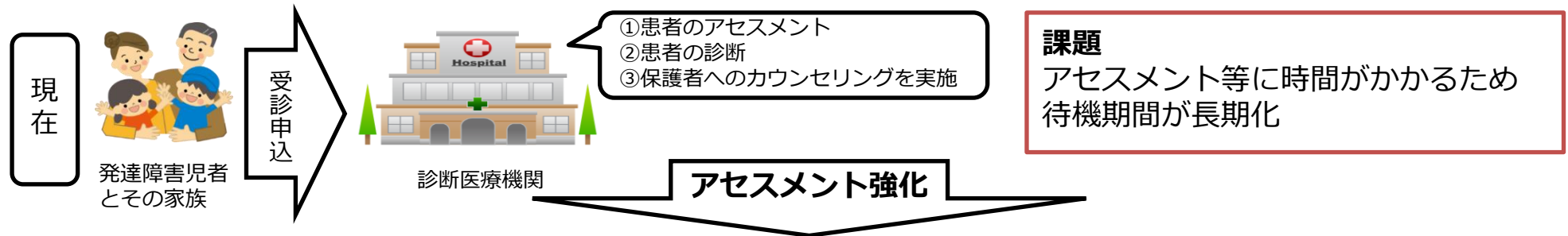
【実施主体】都道府県、指定都市 【補助率】 1 / 2



発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

都道府県等は、発達障害の診断を行う医療機関が実施している発達障害のアセスメント等について、アセスメントを行う職員の配置、外部への委託、行動観察等の情報提供を受けるなどにより、アセスメントの強化を行う。



都道府県等は状況に応じて以下の（ア）～（ウ）のいずれか、またはすべてを実施することができる

初診待機解消事業

（ア）診断医療機関にアセスメント対応職員を配置



【アセスメント対応職員】 【診断医療機関】

- 医療機関内でアセスメント、カウンセリングを実施する職員を配置することでアセスメントを強化し、円滑な診療につなげる

（イ）児童発達支援センター等にアセスメントを委託



【児童発達支援センター等】

- 児童発達支援センター、発達障害者支援センター等に委託し、患者のアセスメントや保護者へのカウンセリングを実施し、診断医療機関に引き継ぐ

（ウ）診断医療機関のケースワーカー等による行動観察等



【診断医療機関のケースワーカー等】 【こどもが通う施設】

- こどもが通う施設等に出向き行動観察の視点等を伝えつつ行動観察等を依頼し、得られた情報を関係機関と共有しアセスメントの参考とする

アセスメント強化を行うことで診断期間を短縮

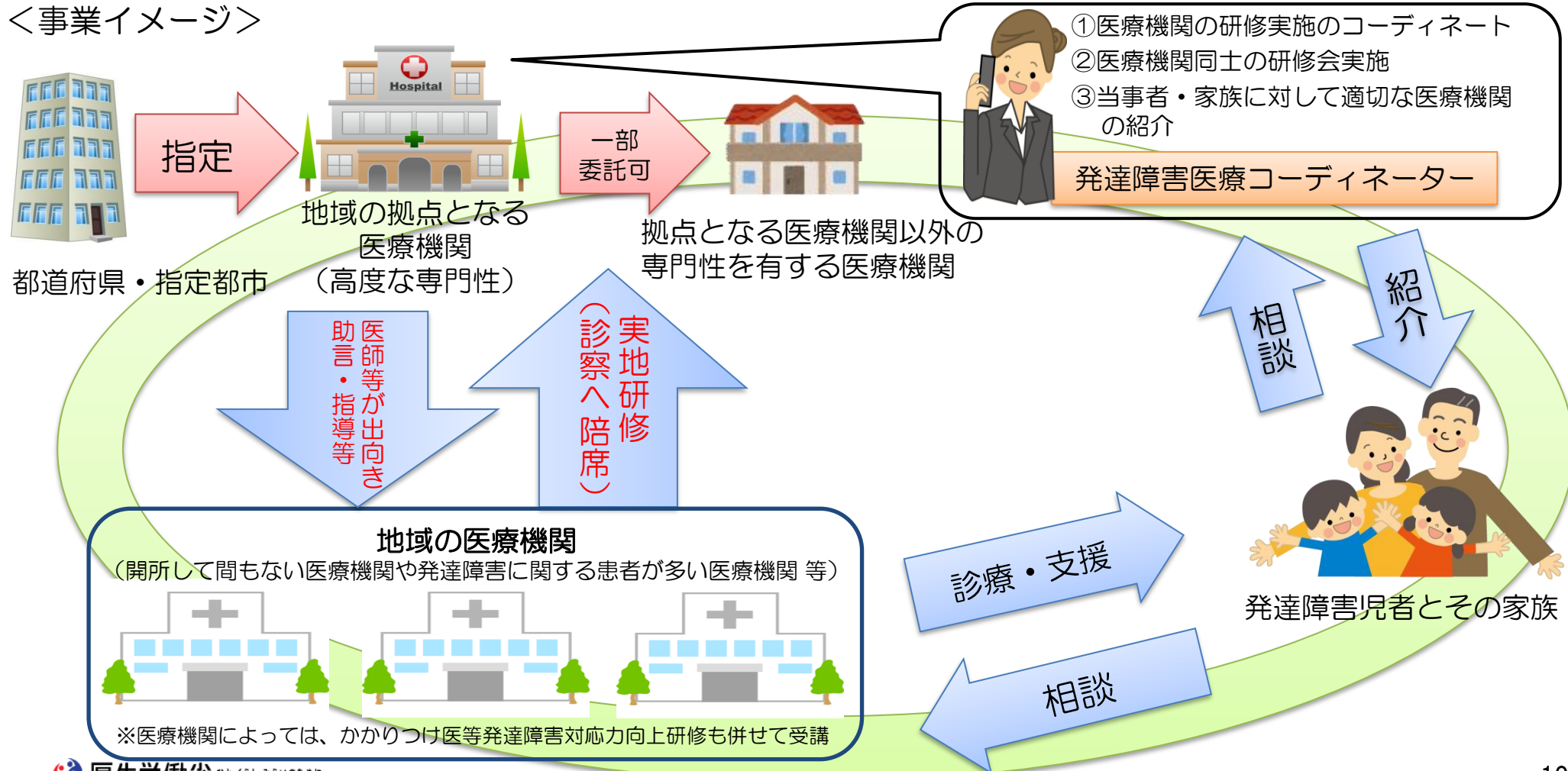
* 診断待機中にアセスメント等を実施することで家族の不安も軽減

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

＜事業イメージ＞



発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
（モデル事業の企画・推進等）

発達障害者支援マネージャー
（モデル事業の進行管理、情報収集等）

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

<テーマ>

- ① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発（例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など）
- ② 発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発（例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など）
- ③ ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発（例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など）

令和4年度から優先的に採択するテーマ

「地域におけるペアレント・トレーニング実施者養成及び ペアレント・トレーニング実施体制の構築」

令和元年度障害者総合福祉推進事業

発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成に関する調査

令和2年度障害者総合福祉推進事業

地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成

「地域における強度行動障害者支援のための支援体制構築」

令和2年度障害者総合福祉推進事業

強度行動障害者に対する、コンサルテーションの効果と、指導的人材養成に関する研究

推進事業等の成果を地域支援体制整備に反映

家庭・教育・福祉の連携推進事業（令和元年～）

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

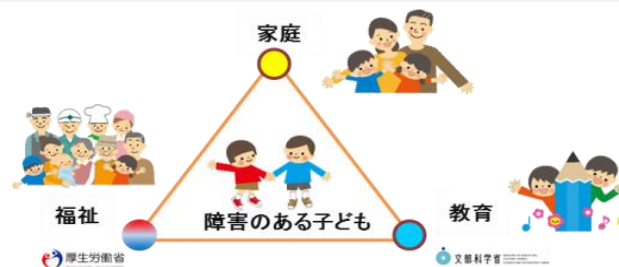
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

発達障害者支援法第23条における専門的知識を有する人材確保

発達障害者支援法第23条

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

警察の取組

警察庁より、各都道府県警察宛て、警察官を含む警察職員に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の通達を発出。（平成28年3月、平成29年6月）

裁判所の取組

最高裁判所より、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の事務連絡を発出。（平成29年3月）

矯正施設の取組

法務省矯正局より、矯正施設等に対して発達障害者への理解を促進する研修の実施を促す旨の事務連絡を発出。（平成29年5月）

厚生労働省から、障害保健福祉主管部局に対して、各都道府県、指定都市において、関係機関で実施する研修の講師について、発達障害支援センターの職員の派遣等について協力依頼の事務連絡を発出。

世界自閉症啓発デー（4月2日）発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。
決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発ポスター>



<オフィシャルHP>



オフィシャルHPへの
アクセスはこちら



発達障害支援施策の進捗状況

